新 潟 市 報 道 資 料
令和８年１１月２０日
新 潟 市 水 道 局

報　道　各　位

職員の懲戒処分について

このことについて、下記のとおり公表します。

記

１．被処分者及び処分内容

被処分者　　水道局技術部　会計年度任用職員　５０歳代　女性

処分内容　　戒告

２．非違行為の概要

被処分者は、令和８年４月から６月までの間、通勤届では通勤方法を公共交通機関としていたにも関わらず、実際には公共交通機関を利用せず、自家用車での送迎や自転車にて通勤していた。

これにより、総額 41,260 円の通勤手当を不正に受給した。

なお、被処分者は、不正に受給した通勤手当を全額返納している。

３．処分年月日

令和８年１１月２０日

４．水道局総務部長　小柴謙　コメント

日ごろより服務規律の徹底を図ってきた中、当局職員がこのような行為に及んだことは、公務員としてあるまじき行為であり、市民の皆さまに心よりお詫びいたします。今後、このようなことが無いよう、服務規律の確保を徹底し、再発防止に取り組んでまいります。

５．その他

本件についての問い合わせは、本日午後７時まで対応いたします。

【問い合わせ先】
新潟市水道局　総務課
担当　相川、吉田
電話　025-232-7313（直通）